

令和5年9月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

損害賠償請求控訴事件（原審・東京地方裁判所

口頭弁論終結日 令和5年7月6日

判 決

控 訴 人

DOLCE.

同訴訟代理人弁護士

藤 吉 修 崇

瀧 坪 涉

被 控 訴 人

Aさん

同訴訟代理人弁護士

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、33万円及びこれに対する令和2年3月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1、2審を通じて、これを5分し、その1を被控訴人の負担とし、その余は控訴人の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、149万9300円及びこれに対する令和2年3月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要（以下、略語は、新たに定義しない限り、原判決の例による。）

1 本件は、控訴人（原審原告）が、被控訴人（原審被告）に対し、被控訴人がインターネット上に開設された電子掲示板（本件掲示板）に、控訴人の名誉感情を侵害する記事を投稿した（本件各投稿）と主張して、不法行為に基づく損害賠償請求として、149万9300円（慰謝料100万円、発信者情報開示請求に要した費用36万3000円及び弁護士費用13万6300円の合計）及びこれに対する最後の不法行為の日である令和2年3月4日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下「改正前民法」という。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、被控訴人が本件各投稿を行ったと認めることはできないとして、控訴人の請求を全部棄却したところ、控訴人がこれを不服として本件控訴を提起した。

2 前提事実並びに争点及びこれに対する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1及び2（同1頁23行目から同5頁7行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

(1) 原判決2頁14行目及び同17行目の各「別紙」の前に「原判決」を加える。

(2) 同3頁5行目から同6行目の「以下 **Bさん** という。」を「正式には **Bさん** (以下 **Bさん** という。) だが、回答書の「氏名」欄には **Bさん** と記載されている。」に改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、原審とは異なり、控訴人の請求は、33万円及びこれに対する最後の不法行為の日である令和2年3月4日から支払済みまで改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は理由がないからこれを棄却するのが相当であると判断する。その理由は、次のとおりである。

2 認定事実

前記前提事実、証拠（甲6、7の1及び2、同8の1及び2、同20、30、証人 **Bさん**、原審における控訴人本人）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- (1) 控訴人と被控訴人は、ゲーマー同士として10年以上前からの知り合いであったが、平成29年頃、YouTubeでの生配信における収益の分配についてもめたことがあり、その後もイベント等の運営を巡り、軋轢が生じることがあった。また、被控訴人は、交際相手であった **Bさん** **■** に対し、控訴人の悪口を言うこともあった。
- (2) 本件各投稿は、被控訴人が使用契約を締結していたインターネット回線である本件回線を利用して投稿された。また、本件居室は、本件各投稿が行われた当時、被控訴人が賃借し、同人が使用していた。
- (3) 被控訴人は、令和2年7月9日付けで、株式会社 **Aさんが契約している回線** **■** から発信者情報開示に係る意見照会書の送付を受けたところ、シンガポールに在住する **Bさん** **■** に電話をして、上記照会書に対する回答書に **Bさん** **■** 名義を使用する旨の連絡をし、その際、自身が本件各投稿を行ったことを認めつつ、本件居室に遊びに来ていた者が本件回線を利用して本件各投稿を行ったとの虚偽の回答をする旨述べていた。**Bさん** **■** は、同月15日、被控訴人から聞いた上記事情について、LINEのメッセージで、友人に伝えた。
- (4) 被控訴人は、令和2年7月20日付けで、被控訴人は本件各投稿を行っておらず発信者情報の開示に同意しない旨の被控訴人作成名義の回答書のほか、表現、言論の自由の範囲内であり、具体的な社会的損失が生じておらず、複数の者が本件居室に集まりwifiを利用して通信を行っていたことなどから発信者情報の開示に同意しない旨の **Bさん** **■** 作成名義の回答書を作成し、**Aさんが契約している回線** **■** に送付した。

3 争点(1)（被控訴人が本件各投稿を行ったか）について

前記認定事実によれば、控訴人と被控訴人との間には、令和元年以前からイベ

ント等の運営を巡って軋轢が生じており、被控訴人は、交際相手であった**Bさん**に控訴人の悪口を言うなど、控訴人に対して悪感情を抱いていたことがうかがわれるところ、本件各投稿は、いずれも被控訴人が使用契約を締結していた本件回線を利用して投稿されたものである上、被控訴人は、交際相手であった**Bさん**に対し、自身が本件各投稿を行ったことを認めた上で、発信者情報開示に係る意見照会について、**Bさん**名義で虚偽の回答をする旨述べ、実際に、被控訴人作成名義の回答書のほか、**Bさん**作成名義の回答書を作成し、**Aさんが契約している回線**に送付するなどの隠ぺい行為を行っていたことが認められ、かかる事情に照らすと、本件各投稿は被控訴人が行ったものと強く推認することができる。

これに対し、被控訴人は、本件各投稿は被控訴人の知人である**Cさん**（**C**）が、本件居室において、被控訴人の知らない間に本件回線を利用して行ったものである旨主張し、原審において、**Cさん**はこれに沿う証言ないし陳述（以下「**Cさんの証言等**」という。）をしている。

しかしながら、**Cさんの証言等**は、本件各投稿をした動機や状況等について、極めてあいまいなものである上、**Cさん**は、本件各投稿に類した控訴人の特徴等をほとんど知らず、本件居室への入室方法についても客観的状況と齟齬する証言をする（甲22参照）など、信用性に乏しく、採用することができない。

その他、被控訴人の上記主張を裏付ける客観的証拠はなく、本件各投稿は被控訴人が行ったものと認められ、他にこの認定を左右する証拠はない（被控訴人が証人**Bさん**の証言の弾効として提出する乙4（LINEのメッセージ）は、当該部分だけでは何についてのやり取りであるかが明らかではなく、弾効として奏功しているとはいえない。）。

4 争点(2)（控訴人の損害）について

被控訴人は、控訴人について、「色々感覚おかしくて気持ち悪い」、「統合失調症（5chで幻覚と戦い続けている）」、「黒色表皮腫（栄養と糖質過多による）」、「チビ（公称161cm）」、「デブ（手がデブの手）」、「ハゲ（生え際

に疑いあり」、「字が異常に下手」、「語彙力なし」などといった本件各投稿を行い、社会通念上許容される限度を超える侮辱行為をしたものであり、これは控訴人の名誉感情を侵害する不法行為に当たる。

そして、上記本件各投稿の態様、回数等に照らすと、控訴人が受けた精神的苦痛に対する慰謝料額は20万円とするのが相当である。また、本件各投稿と相当因果関係のある損害として、控訴人が発信者情報開示手続に要したと認められる36万3000円（甲13、14及び弁論の全趣旨）のうち10万円並びに本件訴えの提起及び訴訟追行に係る弁護士費用3万円を認めるのが相当である。

したがって、控訴人の被控訴人に対する不法行為に基づく損害賠償請求は、上記損害額の合計33万円の限度で理由がある。

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求は、33万円及びこれに対する最後の不法行為の日である令和2年3月4日から支払済みまで改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は理由がないからこれを棄却すべきところ、これと異なり、控訴人の請求を全部棄却した原判決は失当であって、本件控訴の一部は理由があるから、原判決を上記のとおり変更することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官

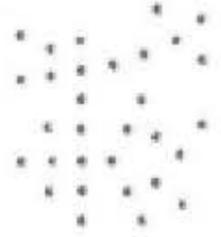
三角比呂

裁判官

知野明

裁判官

大畑道広 



これは正本である。

令和5年9月28日

東京高等裁判所第8民事部

裁判所書記官 齊藤 陽

